

## JICA本部公用車のリース契約（2018-2023年度）

（公告/公示日：2018年3月1日／公告番号：国契-17-134）について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構  
調達部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P. 19	第2 仕様書 7. 装備 (2)	①サイド（ドア）パイザー、②フロアマット以外、メーカーオプションにて対応することは可能でしょうか。ディーラーオプションでは対応困難です。	メーカーオプションで可能です。
2	P. 19	第2 仕様書 5. 納車期限	賃貸借期間は登録日から60ヶ月でよろしいでしょうか。初度登録と納車を10月23日中に行うことができません。10月23日に納車を行うためには、23日以前に車両の登録を行う必要があります。	10月23日までに自動車の登録がなされている場合、3日間の納車の遅れは可とします。
3	P. 27	第5 契約書（案） （賃貸借料）第9条	賃貸借期間の初月と最終月は、合計が1か月分の賃貸借料となるよう日割りにするという理解でよろしいでしょうか。また61回分の賃貸借料を四半期ごとに請求するという理解でよろしいでしょうか。	賃貸借期間の初月と最終月は、合計1か月の賃貸借料になるよう日割りとして下さい。賃貸借料の請求はご理解のとおりです。支払スケジュールは入札説明書第4 経費にかかる留意点 2.をご確認願います。
4	P. 30	第5 契約書（案） （賃貸人の契約解除権）第16条	賃借人の責により、車両の使用を中止し、契約を途中で解約する場合、それに見合う解約損害金（リース残および残存価格相当額等、本件の調達に掛った費用相当）をお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	賃借人の責による中途解約の場合、解約損害金については賃借人と賃貸人で協議の上、決定します。
5	P. 19	第2 仕様書	本件は車両のメンテナンス（タイヤの交換、消耗品補充など）及び任意保険は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	P. 19	第3 仕様書	代車の提供は不要という理解でよろしいでしょうか。	通番2で回答した期限までに納車ができない場合は、賃貸人の負担で代車の提供をお願いします。
7	P. 27	第9条 賃貸借料	リコールによって車両が使用できない期間が生じた際も、日割りは適用されますか。	同等クラスの代車を提供していただいた場合には、日割りが適用されます。
8	P. 27	第9条 賃貸借料	使用不可能である期間に代車を提供した場合でも日割りは適用されますか。	同等クラスの代車を提供していただいた場合には、日割りが適用されます。
9	P. 30	第16条 賃貸人の契約解除	賃借人の責によって、車両に損害を与えた場合、賃借人によって賠償していただけるという理解でよろしいでしょうか。その際の賠償額については設定残存価格やそれに順ずる額でよろしいでしょうか。	賃借人の責による車両の損害が生じた場合は、賃借人が修理・修復を行い、その費用については賃借人が負担します。
10	P. 30	第16条 賃貸人の契約解除	賃借人の責によって、車両に損害を与えた場合、賃借人によって賠償していただけるという理解でよろしいでしょうか。その際の賠償額については設定残存価格やそれに順ずる額でよろしいでしょうか。賃借人の責による車両の全損によって契約を中途解約する場合は、全損車両に対する賠償金（設定残存価格相当額）と未払いリース料、所有権移転に際して発生する諸費用（リサイクル料金等）の合計でよろしいでしょうか。	賃借人の責による車両の損害が生じた場合は、賃借人が修理・修復を行い、費用についても賃借人が負担します。解約損害金については賃借人と賃貸人で協議の上、決定します。
11	P. 3	5. 競争参加資格	弊社は4月に社名変更となります。3月中のご提出書類・捺印・代表者等は現社名となり入札時は新社名となります。新社名での捺印も日程によっては間に合わない可能性もあります。つきましては以下についても同様となりご質問させていただきました。	4月1日以降は、原則、新会社にて捺印し、申請して下さい。 入札当日（4月10日）、新会社の社印が間に合わない場合に限り、入札日前日までに、担当部署（調達部契約第三課）に相談して下さい。
12	P. 4	6. 競争参加資格の確認	同上（現社名でのもの）	
13	P. 5	カテゴリーB	同上（現社名でのもの）※新社名でのものは4月以降で未定	
14	P. 7	9. 性能等証明書・入札書の提出	同上（現社名でのもの）	
15	P. 9	11. 入札執行	同上（新社名でのもの）	
16	P. 25	第5 契約書（案）	同上（新社名でのもの）	